

## 訪問看護ステーション 料金一覧表

★介護保険 介護予防訪問看護(奈良市・大和郡山市) <要支援1・2>

☆地域区分別単価(6級地 10.42円)で計算した金額です。

### 【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

#### <看護師・准看護師による訪問の場合>

提供時間帯 昼間(8時～18時)						
20分未満	看護師による場合	300単位	3,126円	313円	626円	938円
	准看護師による場合	270単位	2,813円	282円	563円	844円
20分以上30分未満	看護師による場合	448単位	4,668円	467円	934円	1,401円
	准看護師による場合	403単位	4,199円	420円	840円	1,260円
30分以上1時間未満	看護師による場合	787単位	8,201円	821円	1,641円	2,461円
	准看護師による場合	708単位	7,377円	738円	1,476円	2,214円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,080単位	11,254円	1,126円	2,251円	3,377円
	准看護師による場合	972単位	10,128円	1,013円	2,026円	3,039円

提供時間帯 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)						
20分未満	看護師による場合	375単位	3,908円	391円	782円	1,173円
	准看護師による場合	338単位	3,522円	353円	705円	1,057円
20分以上30分未満	看護師による場合	560単位	5,835円	584円	1,167円	1,751円
	准看護師による場合	504単位	5,252円	526円	1,051円	1,576円
30分以上1時間未満	看護師による場合	984単位	10,253円	1,026円	2,051円	3,076円
	准看護師による場合	885単位	9,222円	923円	1,845円	2,767円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,350単位	14,067円	1,407円	2,814円	4,221円
	准看護師による場合	1,215単位	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円

提供時間帯 深夜(22時～6時)						
20分未満	看護師による場合	450単位	4,689円	469円	938円	1,407円
	准看護師による場合	405単位	4,220円	422円	844円	1,266円
20分以上30分未満	看護師による場合	672単位	7,002円	701円	1,401円	2,101円
	准看護師による場合	605単位	6,304円	631円	1,261円	1,892円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,181単位	12,306円	1,231円	2,462円	3,692円
	准看護師による場合	1,062単位	11,066円	1,107円	2,214円	3,320円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,620単位	16,880円	1,688円	3,376円	5,064円
	准看護師による場合	1,458単位	15,192円	1,520円	3,039円	4,558円

#### <理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合>

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	286単位	2,980円	298円	596円	894円
	早朝・夜間(※)	358単位	3,730円	373円	746円	1,119円
	深夜(22時～6時)	429単位	4,470円	447円	894円	1,341円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	257単位	2,678円	268円	536円	804円
	早朝・夜間(※)	322単位	3,355円	336円	671円	1,007円
	深夜(22時～6時)	386単位	4,022円	403円	805円	1,207円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

## 【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,647円	265円	530円	795円
	30分以上	402単位	4,189円	419円	838円	1,257円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。